

会 見 日 2024/02/14

一般社団法人日本ムービングハウス協会と災害時における応急仮設住宅（移動式木造住宅）の建設に関する協定を締結しました



一般社団法人日本ムービングハウス協会と災害時における 応急仮設住宅の建設に関する協定を締結しました

1 要 旨

県は、本日、「(一社)日本ムービングハウス協会」と「災害時における応急仮設住宅の建設に関する協定」を締結した。

大規模災害時における一時的な住居(応急仮設住宅)を確保するため、本県は既に「(一社)プレハブ建築協会」及び「静岡県木造応急仮設住宅建設協議会」と協定を締結している。

今回、応急仮設住宅の早期供給が期待できる「(一社)日本ムービングハウス協会」と協定を新たに締結することで、備えの強化を図る。

2 協定の概要

(1) 内 容

(一社)日本ムービングハウス協会(北海道札幌市)は、県の要請に基づき、災害救助法が適用される災害時において、移動式木造住宅(ムービングハウス※)を供給する。

(2) 協定締結日 令和6年2月14日(水)

※ムービングハウスとは

工場において、内外装や台所・トイレ等の設備を取付けた居住ユニット(幅2.4m、長さ12m 高さ2.89m)を製作しておき、製作したユニットをトレーラーで運搬して、現地においてクレーン等で設置するため、早期の完成と入居開始が可能となる。



<参考>静岡県と応急仮設住宅の建設に関する協定を締結した者と想定工期

協定締結者(協定締結日)	想定工期
(一社)プレハブ建築協会(S54.11.19)	1ヶ月～
静岡県木造応急仮設住宅建設協議会(H25.4.9)	1ヶ月～
(一社)日本ムービングハウス協会(R6.2.14)	14日

担当 : 暮らし・環境部 建築住宅局住まいづくり課

連絡先 : 計画班 TEL 054-221-3080